

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント等の開催基準

令和2年5月15日改定

上三川町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月14日、政府対策本部長が栃木県における緊急事態措置を解除したことから、町が主催するイベント等（事業・会議を含む。）の開催基準を以下のとおり改定する。なお、対応期間については5月16日から当分の間とし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

町が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。また、町関係団体、民間等が実施するイベント等（地域の活動、集会含む）については、本基準を参考とするよう町ホームページ、かみたんメール等で周知する。

- 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
- 催物（イベント等）開催の可否は下記（1）～（3）を目安に判断。

（1）前提

適切な感染防止対策が実施されていること

⇒ 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等

（2）規模

屋内 100人以下、かつ収容定員半分以下の参加人数であること

屋外 200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

(3) 留意事項

- ① イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流等を極力控えるよう呼びかけること。
- ② 上記(2)の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意すること。
 - ⇒ ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記(2)に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ③ 参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと
 - ⇒ 導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認は、接触率の低減や感染の拡大防止に寄与します。